

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び計画変更認定申請手数料

(平成 25 年 1 月 1 日施行)

1 適用

認定単位により「2 手数料額 表 1～表 3」を組み合わせることで認定申請手数料を積算する。

認 定 単 位	適 用	知事が定める機関 【平成 24 年愛知県告示第 728 号】
一戸建て住宅・長屋	表 1	登録建築物調査機関※ 又は 登録住宅性能評価機関
共同住宅の住戸認定	表 1	登録建築物調査機関※ 又は 登録住宅性能評価機関
共同住宅の住棟認定	表 1 + 表 2	登録建築物調査機関※ 又は 登録住宅性能評価機関
住宅と非住宅の複合建築物	表 1 + 表 2 + 表 3	登録建築物調査機関※
非住宅建築物	表 3	登録建築物調査機関※

※登録建築物調査機関は、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、
又は新築の建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。

2 手数料額

表 1 住宅又は住宅の部分

戸数区分		新規 (円)		変更 (円)	
		知事が定める機関の 事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請 する場合	知事が定める機関の 事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請 する場合
一戸建て住宅		5,200	37,100	3,200	19,200
共同住宅等	1 戸	5,200	37,100	3,200	19,200
	2 戸～5 戸	10,300	74,900	6,200	38,500
	6～10 戸	17,500	105,400	10,500	54,500
	11～25 戸	29,100	148,300	17,500	77,100
	26～50 戸	48,800	213,000	29,300	111,400
	51～100 戸	87,300	305,200	52,400	161,300
	101～200 戸	138,100	413,500	82,900	220,600
	201～300 戸	174,400	542,100	104,700	288,500
	301 戸～	186,100	636,500	111,700	336,900

表 2 共同住宅の共用部分

面積区分	新規 (円)		変更 (円)	
	知事が定める機関の 事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請 する場合	知事が定める機関の 事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請 する場合
～300 m ²	10,300	118,500	6,200	60,300
300 超～2,000 m ²	29,100	195,500	17,500	100,700
2,000 超～5,000 m ²	87,300	304,500	52,400	161,000
5,000 超～10,000 m ²	138,100	390,900	82,900	209,300
10,000 超～25,000 m ²	174,400	467,200	104,700	251,100
25,000 m ² 超	218,000	544,200	130,800	293,900

表 3 非住宅建築物

面積区分	新規 (円)		変更 (円)	
	知事が定める機関の 事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請 する場合	知事が定める機関の 事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請 する場合
～300 m ²	10,300	261,600	6,200	131,900
300 超～2,000 m ²	29,100	417,100	17,500	211,500
2,000 超～5,000 m ²	87,300	593,600	52,400	305,600
5,000 超～10,000 m ²	138,100	728,000	82,900	377,800
10,000 超～25,000 m ²	174,400	858,100	104,700	446,500
25,000 m ² 超	218,000	979,400	130,800	511,500